

議案第69号

福岡市立児童館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市立中央児童会館の建替整備に伴い、利用者の範囲を拡大するとともに、利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市立児童館条例の一部を改正する条例

福岡市立児童館条例（昭和45年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「児童館を別表のとおり」を「福岡市立中央児童会館（以下「児童館」という。）を福岡市中央区今泉一丁目」に改める。

第2条を次のように改める。

（利用者）

第2条 児童館は、次に掲げる者が利用することができる。

(1) おおむね18歳未満の児童及びその保護者。ただし、乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）については、保護者の同伴する者に限る。

(2) 育児相談等のために児童館を利用しようとする者

(3) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が児童館の設置の目的に照らして相当と認める者

2 前項各号に掲げる者以外の者（団体に限る。）は、同項各号に掲げる者の児童館の利用を妨げない範囲において、児童館を利用することができる。

第3条中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第4号中「児童福祉関係の」を「児童の健全育成に関わる個人及び」に改め、同条第5号中「定める」を「掲げる」

に改め、同条の次に次の2条を加える。

(利用時間等)

第3条の2 児童館の利用時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第3条の3 児童館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 一時預かり室
- (2) 集会室
- (3) 多目的ルーム
- (4) 音楽室
- (5) 工芸室
- (6) 学習室
- (7) 交流スペース
- (8) 児童体育室
- (9) 子どもプラザ
- (10) 屋上広場
- (11) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理運営に必要な施設

第4条を次のように改める。

(利用の届出等)

第4条 第2条第1項各号に掲げる者(乳児又は幼児については、同伴する保護者)が、前条第2号から第11号までに掲げる施設を利用しようとする場合(団体が利用しようとする場合を除く。)は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 乳児若しくは幼児(家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児のうち、生後6月未満の乳児、病児及び病気回復期のものを除く。)に同伴する保護者が前条第1号に掲げる施設を利用しようとする場合又は第2条第1項各号に掲げる者が前条第2号から第6号までに掲げる施設を利用しようとする場合(団体が利用しようとする場合に限る。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、児童館の管理上必要な条件を付することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用の承諾)

第4条の2 第2条第2項の規定により児童館を利用しようとする団体が、第3条の3第2号から第6号までに掲げる施設を利用しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長の承諾を得なければならない。この場合において、市長は、児童館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可等の基準及び取消し)

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の許可(以下「利用許可」という。)若しくは前条の承諾(以下「利用承諾」という。)をせず、又は既にした利用許可若しくは利用承諾を取り消すことができる。

- (1) 利用許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)若しくは利用承諾を得た団体(以下「承諾利用団体」という。)が、児童館の設置の目的に照らしてふさわしくない利用をし、又は許可利用者(利用許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。)若しくは承諾利用団体(利用承諾を得ようとする団体を含む。以下この条において同じ。)にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者若しくは承諾利用団体(以下この条において「許可利用者等」という。)が、営利のために利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 許可利用者等が、この条例の規定、この条例に基づく規則の規定若しくは利用許可若しくは利用承諾に付した条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 許可利用者等が、他の利用者に迷惑をかけ、若しくは児童館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 許可利用者等が、利用許可を受け、若しくは利用承諾を得た際の利用の態様と異なった態様で利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 許可利用者等が、公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 許可利用者等が、児童館の管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理運営上支障があると認められるとき。

第5条を次のように改める。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、児童館の施設の利用を制限し、又は入館を拒み、若しくは退館を命じることができる。

- (1) 児童館の設置の目的に照らしてふさわしくない利用をし、又はそのおそれがある者
- (2) 児童館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の管理運営上支障があると認められる者

第5条の次に次の2条を加える。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第5条の2 許可利用者及び承諾利用団体は、児童館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償等)

第5条の3 利用者がその責めに帰すべき事由により、児童館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 利用許可及びその取消しに関する業務

第6条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用承諾及びその取消しに関する業務

第6条の次に次の2条を加える。

(利用料金等)

第6条の2 第3条の3第1号に掲げる施設の許可利用者からは別表第1の範囲内において、同条第2号から第6号までに掲げる施設の附属設備を利用する当該施設の許可利用者からは規則で定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。

- 2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が、規則で定める特別の理由があると認

めるときは、この限りでない。

7 前項の規定により既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条の3 承諾利用団体からは、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用代金」という。）を徴収する。

2 前条第2項及び第4項から第7項までの規定は、承諾利用団体から徴収する利用代金について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「利用代金」と読み替えるものとする。

第12条中「及び第5条」を「から第5条まで」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金等の取扱い)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第6条の2第1項及び第4項並びに第6条の3の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額又は利用代金の額に相当する額を、第6条の2又は第6条の3の規定の例により、許可利用者又は承諾利用団体から徴収する。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

区 分	乳児又は幼児1人につき1時間当たり	
一時預かり室	3歳未満	円 600
	3歳以上	500

備考 市内居住者にあつては、生活保護世帯又は前年度分市町村民税非課税世帯の保護者が利用する場合の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

別表第2

区 分	単 位	金 額
集会室（A）	1時間につき	円 840
集会室（B）		550
多目的ルーム（A）		340
多目的ルーム（B）		290
音楽室		340
工芸室		420
学習室		270

備考 附属設備の利用代金の額は、規則で定める額の範囲内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（施行日前における利用の許可等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の児童館の施設に係る利用の許可又は承諾については、施行日前においても行うことができる。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

- 3 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童館の施設の利用に係る利用料金の額又は利用代金の額について、この条例による改正後の福岡市立児童館条例第6条の2第2項（同条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定の例により市長の承認を受けることができる。

- 4 市長は、前項の利用料金の額の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。